平成２６年（フ）第２０３５号
大阪市東淀川区下新庄６丁目９番20―203号
債務者　木村　　良
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１７９号
大阪市此花区高見１丁目３番38―405号
債務者　大塚晋一こと　大塚　普一
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３９号
大阪府寝屋川市香里西之町10番18号
債務者　中野　博文
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６４号
大阪府高槻市天川新町19番７号
債務者　小林　圭子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２９号
大阪市西淀川区姫里１丁目９番31号　武西マンション202号室
債務者　福原優美子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４４３号
大阪市此花区高見１丁目６番24―807号
債務者　中江　昌美（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４５５号
大阪市西淀川区御幣島２丁目11番12―808号
債務者　高本　孝夫
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７号
徳島県三好郡東みよし町西庄字池上93番地３
債務者　岡田　　巧
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１５８号
静岡県沼津市市道町９―28　フローラＫ102、住民票上の住所静岡県富士市神谷523番地の２
債務者　後藤明日香（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
福島県二本松市西勝田字杉内132番地
債務者　髙橋　正人
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３７２号
埼玉県川口市幸町３丁目10番５―302号　ケンオークニ
債務者　飯塚　　智
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４０６号
埼玉県川口市芝下２丁目20番20号　ガーデンヒルズ川口106号
債務者　安発　一男
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４１０号
埼玉県和光市本町26番16号　山元ビル206
債務者　伊東　　博
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地１―３―305
債務者　鈴木　正美
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５６４号
さいたま市中央区本町西２丁目６番８号　ローズアベニュー203号
債務者　大島みどり
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
埼玉県春日部市備後西１丁目５番１号　トーシンコーポ春日部102
債務者　山崎美智子（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘２丁目31番26号
債務者　新垣　千穂（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部